

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和 5 年 12 月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: December 6 Meeting
~ Amendment to the Arbitration Act of Japan (and legislative measures providing enforcement mechanism for settlement agreements formed through mediation) ~ Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）
TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoom リンク送付の都合上、令和 5 年 12 月 4 日（月）までに参加申込みをお願い致します。

記

仲裁法改正（及び調停による和解合意に執行力を付与し得る制度）
（会員対象行事）

日 時：令和 5 年 12 月 6 日（水）18:00～20:00

場 所：Zoom＋会場（弁護士会館 1703 会議室）でのハイブリッド形式での開催

※以下のリンクからご登録いただいた方全員に、Zoom のリンクをお送りいたします。

※会場での参加人数を事前に把握させていただくため、会場でのご参加を希望される場合は、以下のリンクからご登録いただく際に、「会場での参加を希望する。」を選択ください。

報告者：出井 直樹先生（弁護士/小島国際法律事務所 / 日本仲裁人協会理事 / 日本国際紛争解決センター副理事長兼業務執行理事 / 日本 ADR 協会理事 / 日本 ODR 協会監事）

内 容：2023 年通常国会で成立した改正仲裁法並びに調停による和解合意に執行力を付与しうるためのいわゆるシンガポール条約実施法及び改正 ADR 法について、日弁連の意見、研究会及び法制審議会での議論状況を踏まえ、法制の概要及び実務上の課題等について報告し議論いただきます。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd9d2sfpb2A5XvoC6fv7FkZ0GxUkuxxZon6rvEBid7KBHZag/viewform?usp=sf_link

において令和 5 年 12 月 4 日（月）までにご登録をお願いします。上記サイトに

ご登録いただいたメールアドレス宛に Zoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に令和 5 年 12 月 4 日（月）までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851)
令和 5 年 12 月 6 日（水）の研究会に出席します。

ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：
------	-------	--

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX 番号・Email アドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX 番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。